

講師等の給与処遇について（提案）

1 提案理由

令和2年4月に施行される改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、臨時的任用及び任期付採用の講師、養護助教諭及び実習助手（以下「講師等」という。）の給与処遇について、任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮した制度とする。

2 提案内容

講師等の初任給決定を行う際に常勤職員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、各給料表の1級部分において次に掲げる措置を講じる。

(1) 高等学校等教育職給料表における適用号給の上限変更（140号給→157号給）

高等学校等教育職給料表においては、現行給料表の構造を維持しつつ、適用される最高号給の見直しを行う。

(2) 小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表における号給増設（125号給→157号給）

小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表においては、1級の号給数が少なく大学卒の場合年度末年齢48歳相当までの前歴しか加算できないことから、号給の増設を行う。

3 実施時期

令和2年4月1日